

《里帰り等により東大阪市外で予防接種を受ける4か月未満のお子さんへ》

定期予防接種費用の償還払いについて

定期予防接種は住民登録のある市町村で接種することが原則ですが、生後4か月未満に限り、里帰り等の理由により東大阪市外の市町村で定期予防接種を希望する場合、事前に「予防接種実施依頼書」の発行を受けていれば接種費用の償還払い(払い戻し)をいたします。一旦、全額自己負担後、下記書類を添えてご請求ください。(ただし、予防接種ごとに助成の上限額が定められています。)

◆予防接種を受ける前に・・・

- ① 『予防接種実施依頼書の交付申請書』を母子保健・感染症課へ提出してください。
- ② 予防接種実施依頼書・予診票・償還払い請求書をお送りします。

◆予防接種を受ける当日に・・・

- ③ 母子手帳を持参し、東大阪市が発行した予防接種実施依頼書・予診票を、接種先の医療機関へ提出してください。
- ④ 接種後、医療機関が請求する費用を全額自己負担してください。
- ⑤ 医療機関から、予診票の保健所提出用・領収書を受け取ってください。

◆償還払い申請について・・・

- ⑥ 母子保健・感染症課へ、下記書類を提出してください。
 - 予防接種償還払い申請兼請求書
 - 予診票の保健所提出用
 - 領収書(各ワクチン費用の明細がわかるもの)
 - 振込指定口座がわかる通帳の写し
- ⑦ 母子保健・感染症課より、「東大阪市予防接種償還払い額決定兼振込み通知」を送付します。振り込み予定日を記載していますので、ご確認ください。事務手続きの関係で、振り込み予定日より2・3日遅れる可能性もあります。ご了承ください。

注意事項

- ① 接種費用が市の上限額を上回った金額については自己負担となりますのでご了承ください。
- ② 予防接種実施依頼書の発行を受けずに接種した場合には、償還払いの対象になりません。
- ③ 償還払いの申請期間は、接種日から2年以内です。

《連絡先》

〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-300

東大阪市保健所 母子保健・感染症課

TEL：072-970-5820 FAX：072-970-5821